

2024年8月1日

お客様各位

川重商事株式会社

電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、国が実施する「電気・ガス料金支援（※1）」（以下、本支援）に基づき、低圧及び高圧のすべてのお客様の2024年8月使用分から10月使用分（2024年9月検針分から2024年11月検針分）までの電気料金を値引きする特別措置を実施します。

引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特別措置の対象となるお客様

当社と電気需給契約を締結している低圧及び高圧のすべてのお客様

（特別高圧のお客様は本特別措置の対象外となります）

※本措置の適用に関しまして、お客様ご自身でのお手続き、当社へのお申込みの必要はありません。

2. 特別措置の実施期間

2024年8月使用分から10月使用分（2024年9月検針分から2024年11月検針分）までの電気料金

3. 特別措置の内容

毎月の電気料金を算定する中で、本支援において定められている以下の金額を燃料費調整単価から差し引く、もしくは割引単価を適用する、ことにより、電気料金を値引きします。

| | | 2024年8月使用分から9月使用分まで (2024年9月検針分から10月検針分) | 2024年10月使用分 (2024年11月検針分) |
|--------------------|--------|---|------------------------------|
| 1キロワット時につき (税込) | 低圧のお客様 | ▲4.0円 | ▲2.5円 |
| | 高圧のお客様 | ▲2.0円 | ▲1.3円 |

政府によるモデルケース（低圧のお客様で1月当たり400kWhご使用の場合）では、2024年8月使用分から9月使用分(2024年9月検針分から2024年10月検針分)で毎月1,600円(税込)、2024年10月使用分(2024年11月検針分)で1,000円(税込)の値引きとなります。

4. お知らせの方法

本特別措置を適用している期間中は、毎月の「電気料金請求書」に、特別措置の適用による値引き単価などを掲載します。

5. 供給条件の掲載先

本事業の特別措置に係る供給条件については当社ホームページにて掲載しています。

<https://www.kscpps.jp/provision/index.html>

6. お問い合わせ先

川重商事株式会社

エネルギー本部 電力・環境部（担当：松原）

TEL 078-333-4325（平日 9:00～17:00）

sh.ktc.power@global.kawasaki.com

※1 国において、電気・ガスの需要家を直接的に支援し、その負担を緩和することを目的に実施されるもの。詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

政府によるお問い合わせ窓口が設けられています。

お問い合わせ窓口 0120-013-305

以 上